

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

### 第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、会社A（以下「会社」という。）に雇用され、B所在の会社C営業所において、交通誘導警備等の業務に従事していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、D医院に受診し、「腰部打撲」と診断され、同月〇日、E病院に受診し、「胸腰椎圧迫骨折」（以下「本件傷病」という。）と診断された。請求人によると、同年〇月〇日、工事現場での夜勤の警備において、上司から指示を受け保安柵を運ぶ際に同上司とぶつかり、電柱に腰を、ガードレールに尻をそれぞれ強打し、その後、現場への送迎の際に、同上司が自動車を手放し運転したため、背中と首を強打したという（これらを併せ、以下「本件災害」という。）。
- 3 本件は、請求人が、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人  
(略)

## 2 原処分庁

(略)

## 第4 争 点

請求人に発症した本件傷病が、業務上の事由によるものであると認められるか。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 理 由

### 1 当審査会の事実認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、本件傷病は本件災害が原因であり、業務上の事由によるものであると主張するので、以下検討する。

(2) 請求人が主張する本件災害の発生については、決定書理由に説示するとおり、会社は、事実として確認できないとしている。

また、請求人は本件災害発生後も勤務を継続し、負傷したとする日から平成〇年〇月〇日まで、通常どおり勤務していることが認められる。

(3) 本件傷病についての請求人の療養経過をみると、請求人は、災害発生日と主張する平成〇年〇月〇日から21日が経過した同年〇月〇日にD医院に受診している。F医師は、請求人に外傷はなく、腰部打撲と診断するも、当日の診療録によると、同受診の際、請求人は2、3日前に打撲したと話した旨が記載されている。また、請求人は、同月〇日にはE病院に受診し、本件傷病との診断を受けているが、G医師によると、その際、請求人は、2日前、警備の仕事に自転車に飛ばされ、壁に激突した旨申し立てたとされる。

(4) 請求人の本件傷病について、H医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、画像上第12胸椎、第1、2、3腰椎圧迫骨折と後弯変形が認められるが、新鮮な骨折線も認められず、形態上圧迫骨折であるが、骨梁構造に異常がなく、かなり以前からの変形であると考えられる旨述べている。

(5) 以上のとおり、本件災害後の請求人の勤務状況及び受診状況等を踏まえると、かなり以前からの圧迫骨折であるとする上記H医師の医学的見解は妥当であり、本件一件記録を精査するも、そもそも請求人の本件傷病の原因となり得る災害発生の事実を確認できる資料は見いだせないものであることから、本件傷病が

業務上の事由によるものとは認められないと判断する。

### 3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。